求人件名	新居浜工業高等専門学校　電子制御工学科　教員公募
機関名	新居浜工業高等専門学校
機関ＵＲＬ	https://www.niihama-nct.ac.jp/
部署名	電子制御工学科
求人内容	［機関の説明］ 本校は全国に 51 校ある国立の高等専門学校の 1 つで，中学卒業者を対象とした 5 年制の国立の高等教育機関である。機械工学科・電気情報工学科・電子制御工学科・生物応用化学科・環境材料工学科の 5 学科と，その後のより高度な技術者教育を行うことを目的として，2 年制の専攻科が設置されている。 ［仕事内容］ 所　　属：電子制御工学科 専門分野：電気・電子・情報・制御・通信に関わる工学分野 担当科目：電気電子工学・情報工学関連科目，実験・実習科目，卒業研究等 主な校務：講義，実験・実習指導，研究指導等 その他の校務：課外活動の顧問・引率，学寮の宿直等，各種委員会 ［勤務地住所］ 〒792-8580　愛媛県新居浜市八雲町 7-1 ［募集人員］ １名　　助教 ［採用予定日］ 令和 9 年 4 月 1 日
研究分野	大分類　情報通信、ものづくり技術工学、自然科学 ものづくり技術工学の小分類　電力工学、通信工学、計測工学、制御システム工学、電気電子材料工学、電子デバイス電子工学 自然科学一般の小分類　数理解析学、応用数学、統計数学、数理物理、物性基礎、半導体、光物理、原子物理、磁性、超伝導 のいずれか
職種	助教
勤務形態	常勤（博士の学位を有する方は任期なし。着任後に博士の学位を取得見込みの場合，３年間の任期付き採用とし，任期中に学位を取得した場合は，任期の定めのないものとします。）
応募資格	(1) 博士の学位を有する，または採用までに取得可能な方。着任後 3 年以内に博士の学位の取得見込みの方も応募可能とします。 (2) 高等専門学校における教育・研究に強い熱意を持つ方 (3) 学生指導（寮生の指導，課外活動の指導等を含む。）や学科運営に理解と熱意を持って取り組むことのできる方 (4) 採用予定日において，35 歳以下の方が望ましい。（雇用対策法施行規則第 1 条の 3 第 1 項 3 号のイの適用により，長期勤続によるキャリア形成を図るため。）
待遇	勤務時間：原則午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分（うち休憩時間 45 分） 1 年単位の変形労働時間制を採用しており，上記と異なる勤務時間も選択可能 休　　日：原則土・日・祝日及び年末年始

	ただし，学校行事等によって土・日・祝日が勤務日になる場合あり 時間外労働：あり 試用期間：あり（採用の日から 6 カ月） 給　　与：独立行政法人国立高等専門学校機構教職員給与規則に基づき支給 支給要件を満たす場合は各種手当（通勤手当，住居手当，扶養手当等）を支給 賞与あり，昇給あり 休 暇 等：年次有給休暇等の制度は，独立行政法人国立高等専門学校機構教職員の労働時間，休暇等に関する規則による 保 険 等：文部科学省共済組合（健康保険，厚生年金保険），雇用保険，労災保険等
募集期間	令和 9 年 1 月 15 日（金） 17：00（必着） 応募期間内であっても審査等を行い，適任者が決まり次第募集を締め切る場合があります。
応募・選考・連絡先	［応募書類］ (1) 履歴書（市販用紙に本人自筆，写真貼付，E－mail アドレスを記載のこと。） (2) 研究業績一覧（著書，論文，口頭発表等） (3) 主たる論文等 3 件の別刷りまたはコピー (4) (3)の概要（各 500 字程度） (5) これまでの研究の概要および今後の研究計画（A4 用紙 1,000 字程度） (6) 本校における教育・学生指導・学校運営・地域貢献に関する抱負（A4 用紙 1,000 字程度） (7) 推薦書 1 通（自薦の場合は照会可能者 2 名の氏名と連絡先） ［応募書類送付先］ 〒792-8580　愛媛県新居浜市八雲町 7-1 新居浜工業高等専門学校　総務課人事係 封筒の表に「電子制御工学科教員応募書類在中」と朱書の上，簡易書留にて郵送のこと。※応募書類は原則として返却しません。 ［選考内容］ １次選考　書類審査 ２次選考　１次選考合格者に対して，面接審査及び模擬授業（専門分野のプレゼンテーション審査を含む）を実施します。 （実施日時は，１次選考合格者に直接お知らせします。） ［問い合わせ先］ 電子制御工学科長　栗原義武 Tel：0897-37-7765（直） E-mail：y.kurihara@niihama-nct.ac.jp
その他	・応募者の個人情報は新居浜工業高等専門学校の教員を採用する目的のために利用するものであり，第三者に提供または公表することはありません。 ・２次選考に要する旅費等の経費は応募者本人の負担となります。 ・本校は，男女共同参画を推進しており，業績（教育業績，研究業績，社会的貢献，人物を含む。）の評価において同等と認められる場合には，女性を優先的に採用します。 ・本校は，産業構造の急激な変化やグローバル化に対応できる技術者を養成するために，多様な背景を持つ教員組織を目指しています。そのため，高等教育機関に勤務経験のあ

	る方のみならず，高等学校，民間企業，研究機関等において過去に勤務した経験のある方や，海外で研究や経済協力に従事した経験のある方からの積極的な応募を歓迎します。 ・業務従事に当たっては、令和８年 12 月 25 日施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。 ・特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、特定の業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当法人の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。 ・このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。 ※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文をご参照ください。

（参照条文）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号）（抄）

（定義）

第二条（略）

７　この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一　刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条から第百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪

二　盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）

三　児童福祉法第六十条第一項の罪

四　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪

五　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪

六　都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ　みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ　正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ　みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）

ニ　児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

８　この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三　特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附　則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条　第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

一　刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第百七十八条の二、第百八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪

二　刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改

正前の刑法第百七十六条から第百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2　第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条　第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第２条第７項第６号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和７年政令第 440 号）（抄）第２条及び附則第２項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。